

平成28年度枚方市立中学校部活動指導協力者派遣事業実施要領細則

1 指導協力者の申出及び推薦書

指導協力者の派遣を受けようとする中学校の長は、枚方市立中学校部活動指導協力者派遣事業実施要領に従い、部活動指導協力者派遣申出書（様式第1号）及び部活動指導協力者推薦書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 指導協力者の決定

前項の申請につき、指導協力者の派遣を決定したときは、当該中学校の長に部活動指導協力者派遣決定通知書を送付するものとする。

3 報償金の額

報償金の額は、指導1回につき2,500円（税込）とする。ただし、交通費等については、支給しないものとする。

4 支給対象派遣回数

報償金の支給を受けることができる指導回数は、原則として、1中学校につき年間400回以内とする。1回の指導時間は、2時間程度を基準とする。

ただし、1人の指導協力者の支給対象派遣回数は、100回を限度とする。

5 報償金の支給の手続

報償金は、次の各号に定める期間の終了後、それぞれ各中学校の長から部活動指導協力者指導実施報告書（様式第3号）、部活動指導協力者指導成果報告書（様式第4号）及び部活動指導協力者指導記録簿（様式第5号）の提出を受けた後に、それぞれの期間ごとに集計し、指導協力者に支給するものとする。ただし、その手続は、口座振替依頼書の提出をもって銀行振込によるものとする。

(1) 第1期（決定通知に記載の日～7月15日）

(2) 第2期（7月16日～12月16日）

(3) 第3期（12月17日～3月24日）

6 その他

(1) 指導協力者の傷害保険・賠償責任保険については、教育委員会で一括加入するものとする。

(2) 指導協力者は、誓約書を当該中学校の長に提出するものとし、中学校の長は誓約書の写しを教育委員会に提出するものとする。

7 実施日

平成28年4月1日